

土総第 893 号

令和 5 年 3 月 9 日

隠岐支庁県土整備局長 様
土木部各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター所長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道事務所長 様

土木総務課長
(建設産業対策室)

島根県公共工事請負契約約款第 30 条（不可抗力による損害）の改正
に係る取扱いについて（通知）

このことについて、中央建設業審議会からの通知に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から島根県公共工事請負契約約款第 30 条を改正し、災害復旧又は災害応急対策に関する工事において工事目的物の引き渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額（現行では 100 分の 1 を超える額）を負担することとなります。

つきましては、これに先立ち、下記のとおり島根県公共工事請負契約約款第 30 条の考え方を定めましたので適切な対応をお願いします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日から適用する島根県公共工事請負契約約款の改正通知は、別途、改めて行います。

記

1. 改正前に契約を締結した工事の取扱い

令和 5 年 3 月 31 日までに請負契約を締結している工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日以降に工期が到来するものであって、災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、令和 5 年 4 月 1 日以降、第 30 条の改正規定を適用することとし、変更契約を行うものとする。

なお、別添「建設工事請負変更契約書（例）」を参考としてください。

2. 対象工事について

島根県建設工事請負契約約款第 30 条第 4 項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧工事に関する工事」の具体的内容は以下の通りとする。

- (1) 公共工事土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- (2) 県が災害復旧工事として発注する工事（県単災害復旧工事等）
- (3) 発災直後の災害応急対策であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示により対応する工事

【問い合わせ先】

建設産業対策室 安部

TEL 0852-22-5388

島根県公共工事請負契約約款第30条

新旧対照表

※傍線部分は変更部分

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事的目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたもの）にあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいづれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事的目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（<u>以下この条において「工事的物等」という。</u>）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に係る<u>損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事的目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたもの）にあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいづれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事的目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に係る記録等により確認することができるもの）に係る</p>

<p>要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならぬ。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p>	<p>額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p>
<p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>一 工事的物に関する損害</p> <p>損害を受けた工事的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p>	<p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>一 工事的物に関する損害</p> <p>損害を受けた工事的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p>
<p>二 工事材料に関する損害</p> <p>損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p>	<p>二 工事材料に関する損害</p> <p>損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p>
<p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害</p> <p>損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p>	<p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害</p> <p>損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p>
<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中</p>	<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当</p>

<p>「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「<u>損害合計額を</u>」とあるのは「<u>損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を</u>」として同項を適用する。</p>	<p>該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>
--	---

建設工事請負変更契約書（例）

1 工 事 名 ○○○○○○○○○○ 工事

2 工 事 場 所 ○○○○

3 契約締結年月日 令和○年○○月○○日

上記工事について、次のとおり契約を変更します。

第1条 設計図書を別冊のとおり変更する。

第2条 請負代金額を前請負代金額に対して○○○○円増額する。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○円)

第3条 令和5年4月1日以降においては、第30条第1項、同条第4項及び同条第6項を別紙のとおり改める。

変更契約の証として本書○通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○○月○○日

発 注 者 島根県○○市○○町○○番地
島根県
島根県○○○○事務所
○○ ○○

受 注 者

J0000

《別 紙》

(不可抗力による損害)

第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2～3 [略]

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 [略]

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。